

訪問看護 重要事項説明書

1、 当事業所の事業の目的と運営方針

当事業所は、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立ち、医療と福祉・介護の総合的な視点を持って訪問看護サービスを提供いたします。また、医療や介護を必要とする方が、必要な介護を適切に受けられるように介護保険をはじめ、社会保障をより良くする立場で取り組んでいきます。

当事業所を運営する医療法人財団健康文化会は板橋区、北区、練馬区の3区内に、小豆沢病院をはじめ、診療所6箇所、歯科診療所1箇所、訪問看護ステーション1箇所(サテライト3箇所)、居宅介護支援事業所3箇所、訪問介護事業所3箇所を運営し、地域に根ざした医療と福祉・介護の実現のために地域ネットワークを重視して活動しています。医療や福祉・介護についてご相談ください。

2、 小豆沢病院訪問看護ステーションの概要

(1)提供できるサービスの種類と地域

事業所名	医療法人財団 健康文化会	小豆沢病院訪問看護ステーション
所在地	東京都板橋区小豆沢1丁目9番14号	
介護保険指定番号	訪問看護	(1367191315)
サービス提供地域	小豆沢病院訪問看護ステーション 板橋区小豆沢・蓮沼町・泉町・大原町・清水町・前野町・志村・宮本町 ・東坂下 北区赤羽西・赤羽北・桐ヶ丘・西が丘・赤羽台・浮間 赤塚事業所 板橋区赤塚・成増・四葉・大門・三園・赤塚新町・徳丸 練馬区旭町・田柄・北町・光が丘 練馬事業所 練馬区早宮・春日町・平和台・桜台・氷川台・北町・錦・田柄・光が丘 高島平事業所 板橋区高島平・新河岸・蓮根・西台・徳丸・坂下・相生町	

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2)当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名	名	管理業務	1名
訪問看護師	看護師・保健師	14名	10名	訪問看護	24名
リハビリ	理学療法士		5名	訪問リハビリ	5名
	作業療法士		2名		2名
	言語聴覚士		名		名
事務職員			3名	事務業務	3名

(3)営業時間 (日曜、祝祭日、及び年末年始 12月29日～1月3日を除く)

平日	9:00～17:00
土曜日	9:00～12:00

3、 利用料金

(1) 要介護(訪問看護サービスの金額基準)

但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

一回分の利用料	所要時間	基本料金 (自己負担分)			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
	20分未満	3,579円	358円	716円	1,074円
	30分未満	5,369円	537円	1,074円	1,611円
	30分以上60分未満	9,382円	939円	1,877円	2,815円
	60分以上90分未満	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円
	訪問看護(リハビリ)	3,351円	336円	671円	1,006円

要支援(介護予防訪問看護サービスの金額基準)

一回分の利用料	所要時間	基本料金 (自己負担分)			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
	20分未満	3,454円	346円	691円	1,037円
	30分未満	5,141円	515円	1,029円	1,543円
	30分以上60分未満	9,051円	906円	1,811円	2,716円
	60分以上90分未満	12,426円	1,243円	2,486円	3,728円
	訪問看護(リハビリ)	3,237円	324円	648円	972円

※ 早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)の加算は25%増、深夜(22時～6時)は50%加算

(2) 加算関係【別途契約】

	(1割)	(2割)	(3割)		
・緊急時訪問看護加算	684円	1,368円	2,052円	<input type="checkbox"/> 同意します	<input type="checkbox"/> 同意しません
・看護体制強化加算(介護)	627円	1,254円	1,881円	<input type="checkbox"/> 同意します	<input type="checkbox"/> 同意しません
・長時間訪問看護加算	342円	684円	1,026円	<input type="checkbox"/> 同意します	<input type="checkbox"/> 同意しません
・複数名訪問加算(30分未満)	290円	579円	869円	<input type="checkbox"/> 同意します	<input type="checkbox"/> 同意しません
・複数名訪問加算(30分以上)	459円	917円	1,375円	<input type="checkbox"/> 同意します	<input type="checkbox"/> 同意しません
・ターミナルケア加算	2,850円	5,700円	8,550円	<input type="checkbox"/> 同意します	<input type="checkbox"/> 同意しません

(1月・1回につき)

(3) キャンセルについて

①利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡下さい。

利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。(ただし、緊急やむを得ない場合はキャンセル料は不要です。)

時期	キャンセル料
サービス利用前日まで	無料
サービス利用当日	1,100円

(4) その他

①死亡時の処置(実費) 11,000円(税込)

②交通費・・・事業実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方の交通費は以下の額を徴収します。

徒歩・自転車・・・無料 電車・バス・タクシー・・・実費

4、 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お申し込み頂いた後、当事業所の担当者がお伺いいたします。

主治医からの「訪問看護指示書」に基づき、契約を交わした後、訪問看護サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービス終了する場合

サービス終了を希望する1週間前までに文書等でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は終了1ヶ月前までに文書等で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が入院・入所後6ヶ月を経過した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

・利用者が亡くなられた場合

④ その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書等で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、その後定められた期間内に支払わない場合、または利用者や家族などが当事業所や従業員等に対して、わいせつな言動や盗撮等によるセクシャルハラスメント行為や暴力・暴言行為を行うなどのほか、本契約を継続しがたい背信行為を行った場合は、文書等で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(3) 契約の更新

・介護度変更、サービス時間・回数・内容の変更等、契約内容に変更が生じた場合は速やかに、「契約更新確認書」を取り交わし、確認・保管をします。

5、 サービス利用に関する留意事項

① 利用者の居宅で、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、利用者の負担になります。

② 看護師等は、利用者の金銭の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしません。

③ 看護師は、健康保険制度上、利用者の心身機能の維持回復のための療養上のお世話や診療の補助を行う事とされています。

④ 看護師等に対する贈り物や飲食物等のもてなしは、お受けしません。

⑤ ステーション職員は、担当者会議等において、利用者の課題や個人情報を、他の医療従事者と共有することがあります。その際、電子媒体を用いる場合があります。

⑥ 料金のお支払方法

毎月15日までに前月分の請求書を発行いたしますので、27日までにお支払ください。お支払方法は、現金集金か口座自動引き落としの方法のどちらかを選べます。お支払が確認されましたら領収証を発行いたします。

6、 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3968-7011 (午前9時～午後5時まで)

担当 所長 高橋 幸恵 (事業所管理者)

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

7、 緊急時の対応方法
サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

8、 サービス内容に関する苦情

① 苦情担当者 所長 高橋 幸恵 03-3968-7011

② 区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

国民健康保険連合会 03-6238-0177

板橋区 介護保険苦情相談室 03-3579-2079

北区 給付調整係 [保険給付・制度] 03-3908-1286

[事業所・苦情] 03-3908-1119

練馬区 保健福祉サービス苦情調整委員 03-3993-1344

9、 当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

① 虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者

高橋 幸恵

② 苦情解決のための体制を設備しています。

③ 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

④ サービスの提供中に、医療従事者又は養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10、 その他

利用者は、当法人の事業計画及び財務内容に関する資料を、事業所内にて閲覧できます。

【 契約書別紙 】

1回あたりの訪問看護サービスの金額基準

一回分の利用料	所要時間	基本料金 (自己負担分)			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
	20分未満	3,579円	358円	716円	1,074円
	30分未満	5,369円	537円	1,074円	1,611円
	30分以上60分未満	9,382円	939円	1,877円	2,815円
	60分以上90分未満	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円
	訪問看護(リハビリ)	3,351円	336円	671円	1,006円

1回あたりの介護予防訪問看護サービスの金額基準

一回分の利用料	所要時間	基本料金 (自己負担分)			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
	20分未満	(2割)	(3割)	691円	1,037円
	30分未満	1,368円	2,052円	1,029円	1,543円
	30分以上60分未満	1,254円	1,881円	1,811円	2,716円
	60分以上90分未満	684円	1,026円	2,486円	3,728円
	訪問看護(リハビリ)	579円	869円	648円	972円

※ 早朝(6時~8時)、夜間(18時~22時)の加算は25%増、深夜(22時~6時)は50%加算

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を、後日区の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

時期	キャンセル料
サービス利用前日まで	無料
サービス利用当日	1,100円

2、 相談、要望、苦情等の窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情等は苦情担当者や管理者又は、下記の窓口までお申し出下さい。

国民健康保険連合会	03-6238-0177
板橋区	介護保険苦情相談室 03-3579-2079
北区	給付調整係 [保険給付・制度] 03-3908-1286 [事業所・苦情] 03-3908-1119
練馬区	保健福祉サービス苦情調整委員 03-3993-1344